

令和４年度 小鹿野町の指名停止等一覧表

令和５年３月１０日現在 総合政策課

No.	会 社 名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
1	株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町２－２－４	令和４年 ７月 ６日から 令和４年 １１月 ５日まで (４月)	当該業者の元支店長は、防衛省近畿中部防衛局が発注した「岐阜（２）評価施設新設建築その他工事」において、近畿中部防衛局職員（当時）から入札情報を得て不正に落札したとして、令和４年５月３１日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で起訴されたため。
2	株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町１－２－３マルイト難波ビル	令和４年 ９月 ２日から 令和５年 １月 １日まで (４月)	当該業者の元千葉営業所長は、千葉縣市川市発注の市川市立塩浜学園旧校舎取り壊し工事に関して、市が積算した工事の予定価格や入札参加者の名前を事前に入手するなど公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害容疑で令和４年７月２６日、千葉県警に逮捕されたため。
3	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目１８番４号	令和４年 １１月 １日から 令和５年 ２月 ２８日まで (４月)	当該業者は、広島県発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等について、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を長期間にわたって行っていたとして、令和４年１０月６日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため。
4	D y n a b o o k 株式会社	東京都江東区豊洲五丁目６番１５号	令和４年 １１月 １日から 令和５年 ２月 ２８日まで (４月)	当該業者は、広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等について、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を長期間にわたって行っていたとして、令和４年１０月６日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
5	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目９番地	令和４年 １１月 １日から 令和５年 ２月 ２８日まで (４月)	当該事業者は、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する特定維持業務の入札等について、独占禁止法第３条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和４年１０月１７日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため。

No.	会 社 名	所在地	指名停止期間又は町の対応	指名停止等の事由
6	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚 一丁目 2 1 番 5 号	令和 5 年 2 月 2 1 日から 令和 5 年 6 月 2 0 日まで (4 月)	当該事業者の専務取締役が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、独占禁止法に違反する行為（不当な取引制限）を行っていた容疑により、令和 5 年 2 月 8 日東京地方検察庁に逮捕されたため。
7	水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘 5－4 8－1 6	令和 5 年 3 月 1 0 日から 令和 5 年 5 月 9 日まで (2 月)	当該業者は、建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第 2 6 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことが、同法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 2 月 1 0 日、国土交通省関東地方整備局から同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分及び同法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
8	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘 5－4 8－1 6	令和 5 年 3 月 1 0 日から 令和 5 年 5 月 9 日まで (2 月)	当該業者は、建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第 2 6 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことが、同法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 5 年 2 月 1 0 日、国土交通省関東地方整備局から同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分及び同法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。